

**食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会  
第7回産地・経営小委員会**

**平成17年2月22日  
農林水産省**

**14:00 開会**

**(緒方補佐)**

定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第7回産地・経営小委員会を開催させていただきたいと思います。委員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわりませずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日でございますけれども志村小委員長の方が急遽、所用によりご欠席ということになりました、部会長の方のご指示により、岩垣委員に委員長の代理として本日の議事の進行をお願い

したいということで、岩垣先生大変申し訳ございませんが委員長席の方へ移動していただいてよろしいでしょうか。その他の委員の皆様におかれましては岩崎委員がご欠席となっております。議事に入りますまでは、果樹花き課の私、緒方でございますが司会進行を努めさせていただきます。

まずお手元の資料の方の確認をお願いしたいと思います。配付資料一覧の方ごらんいただけますでしょうか。資料でございますけれども資料1から7まで、参考資料の1から5までございます。それから封筒の中に委員限りの資料ということで、ひとつには近代的な果樹園経営の指標（案）、もうひとつには果実の国内消費仕向量・国内生産量・栽培面積の実績及び27年度目標等一覧ということで2つの種類があるかと思いますが、いかがでしょうか。また、委員限りの資料におきましては議事終了後に回収ということでよろしくお願ひしたいと思います。本日の出席委員の確認でございますけれども、先ほど申しましたとおり志村小委員長と岩崎委員がご欠席になっております。それでは議事の方を岩垣委員の方にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

（岩垣委員長代理）

岩垣でございます。志村小委員長のやむを得ない事情により、小委員長代理、本日の座長ということなんですが、皆様のご了解をいただけますれば努めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。まず最初に果樹花き課長よりご挨拶いただきたいと思います、よろしくお願ひします。

（竹原課長）

委員の先生の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。志村委員長は急なことで、やむを得ぬ事情で今日はご欠席ということで、岩垣委員に小委員長をおつとめ頂きます、どうもありがとうございます、よろしくお願ひをいたします。

本日は、第7回の小委員会でございます。一連の小委員会の最終回と予定しております。前回の小委員会の後、昨年の12月17日に果樹部会が開催され、それまでの議論の整理が行われました。さらに、引き続き果樹部会が2月8日に開催されました。これは、法律に基づきまして果樹基本方針がこういう構成立てにすると定められておりまして、今までの議論を構成に沿って整理いたしまして骨子という形でまとめさせていただきました。それで今月15日からパブリックコメントを実施しております。一方、食料・農業・農村基本計画ですが、これも同様に骨子の議論が終りまして、同様にパブリックコメントを実施し、現在取りまとめ中という段階です。本日は、最終回ということでございますが、残りました課題が、「近代的果樹園経営の基本的指標」、いわゆる経営展望でありまして、ご議論をお願い申し上げます。加えまして、先週金曜日に需給小委員会が開催されまして、そこでご議論頂きました需給見通しについてご報告いたします。農業全体の基本計画の進行スケジュールとの関係で、果樹につきましては、基本計画に先立っていわゆる経営展望をご議論いただきます関係

で、数値等につきましては委員限りということで配布させていただきました。大変失礼な話かと思いますが、何卒ご了承いただきたいと思います。いわゆる、経営展望でございますけども、これはある意味で実質上機能しております「認定農業者」、この制度の中で指標として使うという実質的な意味合いを持ってあるものでございます。これは国が定めましたものをさらに都道府県・市町村の段階で指標として作る。その場合、言葉は適切ではないかも知れませんが、「お手本」という形になります。これまでの指標は、「モデル性」を重視して作成してきましたが、今回は、10年後の目指すべき姿という意味では変わってはいませんが、より現実的なものとなるように事務局案として作成しました。そういうことで資料の扱い等今般の小委員会はいささか変則的なものとなります。今日決定いただきます目標値は、一連の審議の最終回となる3月11日を開催予定しておりますが、この果樹部会で決定される基本方針の中に反映させるということで扱わさせていただきます。今回的小委員会は最終回ということで、先走って大変失礼になりますが、各委員の先生方にはこれまで貴重なご意見を賜り、よい基本方針ができつつあるのではないかと思っております。心から感謝申し上げます。本日の議論につきましても、円滑にご審議いただけるよう、よろしくお願ひ申し上げます。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

（岩垣委員長代理）

ありがとうございました。7回、最終回の小委員会でありますけれども、いま課長から本日の内容、ご紹介ありがとうございましたが、念のためもう一度申し上げますが、テーマといたしまして「近代的な果樹園経営の基本的指標」につきまして、それから「需要の長期見通しに即した栽培面積、その他果実の生産の目標」について事務局からご報告いただいた後に皆様のご意見をいただきたいと思っております。特に後半の需要の長期見通しに即した栽培面積、その他果実の生産の目標につきましては、ただ今もお話ありましたが18日の需給小委員会で議論が終わっているもので、この場では、生産面、そういう立場からご意見をいただければと考えております。この本日の議論、結果も3月11日の第5回果樹部会において近代的な果樹園経営の基本的指標、そして果樹農業振興基本方針として議論していただくことになっております。そのようなことで進めたいと思いますが、特に何かございましたらお願いいたします。

（特に意見なし）

そうしましたら、予定に従いまして皆様から活発な意見をいただいて実りあるものにしたいと思いますが、まず事務局から内容の提案をいただきたいと思います。

（緒方課長補佐）

それではお手元の資料4、「目標とすべき10アール当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模（案）」、及び資料

5、「効率的かつ安定的な果樹経営の指標（案）」、また、委員限りということでお手元に配布させていただいておりますが、そのうちの「近代的な果樹園経営の指標」をご説明させていただきます。まず資料4でございますけれども、目標とすべき10アル当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、いわゆる生産性の高い果樹園経営を実現するということを旨としたしまして、単収、労働時間及び機械の適正利用規模に関する指標ということでそれぞれの品目毎にまとめさせていただいているものでございます。従来のものと比較したものは、資料4で、お開きいただきまして1頁目に左の方に見直し案、右の方にその参考といたしまして現行の案をお示しをさせていただいております。これらの中身の見直しにつきましては、冒頭、課長の方から申し上げましたけれども現実に近いような水準ということもございますが、ひとつには高品質な生産をすすめるというような観点が一つ、また実際に生産を行っているところの意見ということで、果樹研究所という国の機関がございますが、そういったところを始めといたしまして各県の試験研究機関の方にも指標の位置づけとして見直すというようなことで確認をさせていただきました。その結果、いわゆるかんきつ類、みかんを始めといたします、なつみかん、はっさく、いよかんというようなことについてはおおむね1割程度の単収の縮減というようなことと、その単収の縮減にともないまして労働時間が削減されるということで減少というようなことの見直しと、もも、おうとう、柿、キウイフルーツ、パインアップルでございますけれども単収の水準と労働時間の水準の見直しということで今回整理をさせていただいているところでございます。特に現行と摘要欄のところですがうんしゅうみかんの欄におきましては、特に摘果の方法を、これまで明確な形では記述されてこなかったところでございますが、今回の見直し案につきましては、いろんな摘果の方法があるということから産地において、特に高品質化を目指すような方々の取組が多いというようなことも伺っている次第でございまして、樹冠上部の摘果というようなことを、今回明記するというような形で整理させていただいている。また、その他傾斜地の関係で、従来、多目的作業機、または風筒式防除機ということで書かせていただいているものを、より傾斜地で作業が進められているということが分かりやすくなるように傾斜地用作業機ということで表現ぶりを変更させていただいているものが今回の大きな話になっていると思います。機械の適正利用規模におきましてはいわゆる高性能農業機械試験研究実用化の促進及び導入にかかる基本方針というものが別途ございますので、こちらの方から準じた形で、前回と変わらないような指標になっておりますけれども、整理させていただいている。これらの指標につきまして前提の条件となるような話につきまして、一応の整理をさせていただいたのが2頁目でございます。それぞれの品目におきましては、園地の条件といたしまして、うんしゅうみかんは、傾斜地、平坦地から緩傾斜地、急傾斜地それぞれにおいてどのような技術体系を持っているかというようなことを前提として考えさせていただき、なつみかん、はっさ

く、いよかんにつきましても傾斜地と平坦地～緩傾斜地においての技術水準、りんごにおいては平坦地～緩傾斜地、ぶどう以下につきましては平坦地～緩傾斜地というようなことを前提条件としております。また、その作業体系においては、いわゆる基盤整備等が整った状態で S S と書かせていただいたのはスピードスプレイヤーでございますけれども、乗用型のスピードスプレイヤーを導入できる形のもの、温州みかんにつきましては、S P と書かせていただいておりますのは多目的なスプリンクラー体系というようなことで、その技術の体系を整理させていただいております。また、導入技術というところにつきましては、特に温州みかんについては樹冠上部摘果というようなことを主な技術といたしまして、その他については、りんごについては普通栽培とわい化栽培、ぶどうにおきましては、露地から加温というようなことと、その他、桃におきましては低樹高の仕立てというようなことで整理させていただいております。これらの品目につきまして、具体的な品種というようなことで、その右の方に想定品種というのを書かせていただいておりますが、このような形で整理させていただいております。また導入機械ということでトラクターと高所作業車というようなことを検討の対象とさせていただいておりますが、トラクターにおきましては、特に傾斜地におきましては乗用型のものですとなかなか入りにくいということで歩行型のものを検討の前提にさせていただいております。また、平坦地～緩傾斜地におきましては、乗用型のものを導入するということを前提にさせていただいております。りんごとももとすももでございますが、これらについては高所作業車の導入というようなことで技術の体系ということを想定いたしまして今回の基本的指標を整理させていただくとともに各県及び果樹研究所の方にも現実の話から無理のない中で整理させていただいております。

続きまして、この基本的な指標を元に資料 5 ということで、効率的かつ安定的な果樹園経営の指標ということを、具体的に育成すべき経営ということでどのような形になるかということを設定させていただきます。いわゆる経営の展望ということでございますけれども、今回ご説明には、食料・農業・農村政策審議会の企画部会との連動の関係から資料の中におきましては、それら指標となるような数字につきましては、空欄ということで資料自体をお示しさせていただいております。ただこの中の、特に 3 頁目でございますけれども、その中の試算結果ということで、検討中とさせていただいている箇所ですが、お手元に委員限りということでお配りしております、効率的かつ安定的な果樹園経営の指標ということで整理をさせていただいているものとご理解いただければと思います。

今の段階で全体的な検討が進んでいないということから、私の方からの説明としても極力数字でなく言葉でということでご了解をいただければと思っております。では、資料 5 に基づきまして基本的な考え方からご説明させていただきます。1 頁目でございますけれども、効率的かつ安定的な果樹園経営の指標についての基本設定でございます。基本的な考え方でございますが、主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域における他産業従事者並み

の所得を確保し得る生産性の高い果樹園経営の実現といったしまして、平成27年の、10年程度後を目標に設定をさせていただいている。これが、基本的な考え方になります。経営類型でございますが、現行の経営類型がございまして、これを踏まえまして代表的な果樹であるかんきつ、りんご、ぶどう、なし、ももということを、それぞれの経営類型ということで8経営類型を設定させていただいている。それらの前提といったしましては、今基本的指標の方でも若干述べさせていただきましたが、低コスト省力技術体系ということを前提に基盤整備がすすんだ状態ということでその導入を検討させていただいている。また、この経営形態と経営目標というような設定でございますけれども基本的にはその形態といったしましては、現行の果樹農業の非常に多い状態でございますが、今後10年を見通した状態においても、男女が共同して経営に参画する家族経営がやはり果樹農業の主流であろうと考えられますので、主たる従事者が1人、補助的従事者が1人となります家族経営を前提に考えさせていただいております。また経営規模におきましては、3頁の方のそれぞれの経営規模というのがございますが、1.5haから2.7ha程度の規模ということの設定となると考えております。経営の目標というところでございますが、これら中身につきましては、大変申し訳ございませんが、委員限りの資料をご覧いただきますと、経営の目標として、主たる従事者1人当たりの年間労働時間につきましては、資料の下の方に労働時間の欄がありますが、この中で主たる従事者の1人当たり労働時間ということを整理させていただいておりますが、このような水準ということで、果樹の方は整理させていただければと考えておりますことと、また年間所得をということで、資料の方では空欄にさせていただいておりますが、もうひとつ委員限りの資料の参考数値というところの欄をご覧いただければと思いますが、一番下のところでございますけれども、主たる従事者の1人当たりの所得というところで、このような形でひとつ整理をさせていただいている次第でございます。これらにつきましては、冒頭申し上げましたように、より現実的な水準ということとともに、今回果樹農業を議論させていただいている中で、いわゆる産地の脆弱化ということもひとつご議論いただいているわけですが、なかなか高齢化に伴う労働力不足を背景といたしまして、労働力の確保そのものが困難であるということを加味いたしまして、資料5の4頁に、前回までの整理ということでお付けさせていただいておりますが、これらに比べて規模自体が縮小させていただいているような形に整理をさせていただいております。また逆にいえば、前回の基本方針に比べれば更に現実に近いような話になっていると考えております。

またこれらの、経営の指標の前提ということで、それぞれの項目の考え方がその中に資料としてお示しさせていただいているが、まず1頁目の下で試算の前提条件と書かせていただいている。これは技術の水準というところからございますけれども、現行経営指標を基本といたしまして、現時点で一定の普及が見込み、10年後には一般化する技術水準というようなことを始めといたしまして、園地及び園内道等の基盤整備が整い、計画的

な改植が実施されると、そういうような低コスト化、省力化が進んだ技術の導入ということで作業の効率化が図られると、また、作期の分散による労働力の確保というようなことで、いわゆる作期の異なる品目、品種の組み合わせ、施設栽培と、これらの導入により作期を分散するというようなことで、労働力を効率的に活用するということで、先ほど申し上げました、主たる従事者が1人、補助従事者が1人ということを基本として、これらが足りない部分については雇用労力を見込むということで、経営の全体を試算させていただいた次第でございます。これら省力の技術とともに品種、作型の組み合わせについては、資料の右の方に例示的に書かしていただいてある次第でございます。これらの見直しによりまして、その3の2頁目の現行基本方針から具体的な変更点ということでございますけれども、資料の右半分に整理しております、経営規模につきましては、現状を踏まえ労働力を今の様な形で労働力不足というような等々を加味いたしましてそれらを軽減ということで経営規模を縮小というのが1点、機械化体系につきましては、あまり導入の方は進んでおりませんが、無人スピードスプレイヤーというようなことを、現行で多く見られる有人の方に変更させていただくということと、急傾斜地における導入機械を多目的作業機、風筒式防除機から傾斜地用作業機ということで表現ぶりを変更させていただくということと、品種の組み合わせということでございますけれども、これらにつきましては労働時間のピークを削減できる形で、その組み合わせをさらに進めるということと、これまでの中では、中晩柑の、いよかんを、温州みかんとの組み合わせの品目としていたところですが、これらを、不知火の導入と見直しております。単収につきましては、先ほど資料4の方でお示ししましたが、その基本的指標に基づきまして、現行技術水準を踏まえた見直しということにさせていただいております。また先ほど申し上げましたが温州みかんの隔年交互結実というようなこともございますし、樹冠上部摘果というようなことで明記させていただいてあるという形で、経営の指標を全体的な形で見直しを進めてあります。資料の5頁目に、労働時間、労働力、労賃というようなこと及び経営の粗収入の関係、経営費というようなことと、それにつきまして参考ということでございますが、この考え方についてどのように考えてきたかを資料の中でお示しをさせていただいております。この辺につきましては、少し細かな話になりますので、今回説明の中から割愛させていただければと思います。また、お手元の委員限りの資料の方に、先ほどのA4横紙で一覧表という形で、いわゆる経営展望の果樹園経営の指標ということを示しておりますが1枚おめくりいただきますと、この基本方針上の位置づけがございますが、その「第4 近代的な果樹園経営の基本的指標」というようなことで、このような形で整理がされまして、先ほどの資料4の基本的指標につきましては、このような形で整理されていくというようなことと、今のA4横の紙につきましては、効率的かつ安定的な果樹園経営の指標ということで、更にこういう形で整理が進むと、基本方針のできあがりイメージということで下の4枚をつけさせていただいている次第でござ

います。中身につきましては資料4の見直し版と今、委員限りでお手元にお配りしておりますものと中身については変わらないものでございます。以上、空欄の多いということで大変見にくい資料でございますけれども事務局からのご説明ということでひととおり終わらせていただきます。

（岩垣小委員長代理）

ありがとうございました。近代的な果樹園経営の基本的な指標について、御報告いただきました。皆さんの御意見をうかがいたいと思います。前回の基本指針との相違、この辺も詳しくご精査願いたいと思います。いかがでございましょうか。それでは、皆さんのご意見を順繰りにうかがうということになりますけれども、より現場に近い人が後にご発言いただくとして、中安先生のところからご意見いただきましょうか。

（中安委員）

あらかじめ目を通してはいたのですが、今日、具体的な数字が出来まして、数字の根拠もだいたい分かってますので、だいたい予想した位の数値が出たかなと思います。

ひとつ意見としましては、もともと、方向として大規模化というところに対して、かんきつもそうですけども、どの果樹も、もう少し下のところが適正であるという想定が今回の新しい見方かなと思います。それも産地に近いという私の目から見ると、実際いろいろやっても、今の状態での流動化は、この面積規模が目標的なところになりそうだなというふうに考えると、それに沿った状態で経営指標が出てるということで、割合妥当かなというふうに思っております。また、あらためて発言させていただきます。

（岩垣小委員長代理）

ありがとうございました。続けて、北口委員、お願いいいたします。

（北口委員）

取扱い注意という資料の関係も含めてよろしゅうございましょうか。

全般的に労働時間については、括弧書きの数字を見ますと、りんご、うんしゅうみかん、ぶどう以外のところで、5割より下回っているようなところがありまして、やはり目標としてはよろしいかと思うのですけれども、私はなしを扱っているのですが、主になし等の場合51%というと、この倍近く現在ではかかっているということを示しているわけでしょうか。私の見方で見ますとそうなるのですが、それでよろしいのでしょうか。そうすると、なかなか、10年間のあいだに機械とか最高の装備をして、果たして半分の時間でどうかなというようなことを感じました。

（岩垣小委員長代理）

ありがとうございました。それでは、具体的な問題がありますので、このパーセントの問題で、どういうふうなお考えか、述べ

ていただきたいと思います。

（緒方課長補佐）

今のは、この取扱注意の資料の括弧書きのところだと思います。まず、括弧書きの10アール当たり労働時間についてですけれども、これは成園における労働時間ということで整理をさせていただいているというのが大前提でございますけれども、平成14年の野菜・果樹品目別統計というのから比較したということで、それを100としたときに、なしの水準自体が51というようなことで、数字として出ておるというようなことになりますし、いわゆる統計のところから比べると、まさに半分程度の水準というようなことから、そのような形で御質問いただいていると思いますが、大前提といったしましては、先程の資料の説明の中でもありました、基盤整備がある程度進んであるということと、機械化体系自体がその中で組み込まれているというような前提条件がございまして、それらが実現した際のひとつの試算とさせていただく経営だというふうに考えておりまして、確かに統計的なところから見ますと、そういう前提条件がクリアされていないところも多々含まれているというようなことから、そのような数字の差が発生していることだと思います。私共といったしましては、そういう前提条件がクリアされているというようなことをもって、達成してまいりたいというようなことで、このような水準を考えさせていただいている次第でございます。

（竹原果樹花き課長）

付け加えて申し上げますと、委員も御承知のとおり、10年後を目標としているという前提のものでございます。統計との乖離という点では、只今御説明させていただいたとおりですが、成園・未成園があり正確な比較ができないというところがあり、加えまして、おそらくこういう指標を出して、各県・市町村において、それぞれの独自性のある指標を作つていただくということで、一番参考になるのは、面積だとか規模だとか、そういうところになると思います。正直言って、これはすでに決められたルール事で、1人当たりの労働時間というのは、1年間で2000時間以内に抑えましょうということになっております。しかし、実際には、そういうような形でやっておられる方はほとんどいないのではないかと認識しております。そういうようなことで、目標としては、そのような形にならざるを得ないと思います。それから、おそらく目標を達成する人達の努力は、まずは規模から入つて、省力化に向かっていくというような進み方だと考える際に、最初に犠牲になるのは、労働時間かなというようなことで、そこは、いろいろな技術とか基盤整備で補つてきながら、達成していくというようなストーリーを描いて考えるのではなくかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

（岩垣小委員長代理）

ありがとうございます。只今の御説明で御理解いただけたかと

思いますが、先程、中安委員の方からは、規模について、より現実的になったかなということを御発言いただきましたが、現在、労働時間は技術の進歩を見てというような部分もあるかと思います。中安先生、お願ひします。

（中安委員）

1つ質問するのを忘れておりまして、かんきつの指標に不知火が入っているのは、これがいよかんに変わる一番有望品種だというようなことがあるのですが、この不知火に関しての、これの元になる指標というのは何を用いられたのかということをお聞きしたいのと、もしそれを使われた場合には、資料4に不知火に関するものが現行はないのですが、指標に当たるような単収、生産量、労働時間といったものを記入する必要はないのでしょうか。

（岩垣小委員長代理）

ありがとうございました。不知火のデータについて、よろしくお願ひします。

（緒方課長補佐）

今、先生御指摘の不知火でございますけれども、農林水産省の統計では、不知火のデータはありませんので、関係県の方から、その辺りについては直接伺うということで、データを整理させていただいております。その関係上もありまして、逆に資料4に不知火を位置付けるということは、まだそこまでには至らないのではないかということから、今回の資料には入れさせていただいていないという整理になっております。

（竹原果樹花き課長）

今、不知火、商品名で言うとデコポンになりますが、要するに意図としましては、これから10年後に不知火だけを増やすなんてことになってしまふと、また、不知火が値崩れを起こすことになってしまふので、そのようなことは、現実にはありえようとも思いませんし、あるとも思いませんし、また、あってはならないと思います。ただ、晩かん類にはいろいろな品種が出てきている状況であります、10年後のことを考えると、まだ沢山出てくるというような状況はあると思います。そういう中で、不知火を取り上げたのは、現時点では比較的に量的にあるということと、データ的にも結構各県でお持ちであるということからでございます。これをもって不知火の振興を図るというようなことは、おそらく読む方もそうはお考えにならないと思いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

（岩垣小委員長代理）

不知火の扱いについてのご説明でございましたけれども、よろしくでございましょうか。金光委員、お願ひします。

（金光委員）

資料5の2ページでご説明いただいた、現行基本方針からの変

更点のところのその他のうんしゅうみかんのところですが、隔年交互結実を樹冠上部摘果に変更というご説明でしたけれども、資料4の1ページに、うんしゅうみかんのところに、隔年交互結実がひとつ残っているのですが、これは、より省力的な栽培の例として残してあるのでしょうか。

（岩垣小委員長代理）

隔年交互結実が1カ所残っているということですが、いかがでしょうか。

（竹原果樹花き課長）

それでは、担当しております者から、ご説明させていただきます。

（仲田係長）

その件について、ご説明いたします。資料4につきましては、うんしゅうみかんのあらゆる類型ということで列挙してありますので、そのひとつとして隔年交互結実というのが位置付けられておりますけれども、資料5の経営指標を作るに当たりまして、これらの指標を組み合わせたモデルといたしまして、現行のものは隔年交互結実の体系ということで位置付けておりますけれども、今回、その体系としては樹冠上部摘果という形で生産していく形で変更をいたしたところであります。ですから指標としては、残してございます。

（竹原果樹花き課長）

中安委員が首をかしげておられますので、補足といたしまして、資料4はいろいろな技術がありますよということを示しております。隔年交互結実技術については、今でも果樹研究所が超省力化プロジェクトの中で取り上げて実際やっておられるようなことで、例えば山口県なんかで大変良い成果が出ておりまして、これは我々も十分に把握しておりますが、ただ、これは話をいろいろ聞きますと、普通うんしゅうでは、それなりにうまくいっていますが、早生、中生、極早生というものに関しては、それをやると品質が低いものが出る場合があり、評価が、正直を申し上げて芳しくないところでございます。ですから、普通うんしゅうというような、うまくいくような特殊な状況の元では、まだ伸ばしていく可能性があるというふうには思われますけれども、今回、経営の指標ということで、いくつかの類型、みかんの場合は3つに限定しているわけでありますけれども、その中に、隔年交互結実技術を残すかどうかということに関しては、各県の専技さんからの話を聞きますと、そこまで残すようなものではないというような話でして、むしろ実行上、樹冠上部摘果というような形で対応するほうが、モデルとして示す上で現実的で適切であるというような話がありましたので、そういうような整理をしてまいりました。このようなことで、ご理解賜りたいと思います。

（岩垣小委員長代理）

技術というようなものは、ある方法が別な方法に完全に置き変わるような性格のものではないところもありまして、今の御説明を整理しますと、樹冠上部摘果という技術で大勢がいくかもしれないけれども、隔年交互結実というものは残ってもよいということですね。御理解いただけたでしょうか。それでは、桂委員、お願ひします。

（桂委員）

基本指標自体は、中安委員もおっしゃったように、現在の専業的な果樹経営者の実態に近いというか、現実的な線が出ているのではないかというふうに思いました。これまで、かんきつでいくと、3ヘクタールなり4ヘクタールの理想的な経営を示されていましたけれども、現場に行くと、なかなかそういう経営というのは数が少ないという中で、基盤強化法の現場の指標と果振法の指標とが随分ずれていたような気がしてたんですね。そういう意味で、現実に近い実行可能なモデルを示されているというのは評価できるというふうに思います。ただ、現行指標のときもそうだったんですが、新しい指標の目標としての効率的、安定的な指標が示されてはいるんですけども、それに向かって、どういうように経営規模を拡大していくかということとか、そちらの方の支援対策というか、そういうものがより一層重要になってくるのかと、指標そのものの問題ではありませんが、そういうことが問われるのかなと思ってあります。 それから、細かい点なんですけれども、教えていただきたいんですけども、平成22年までの現行の指標ではですね、参考試算のところの「所得」という欄と「主たる従事者1人当たり所得」の欄があるんですが、これは数字が違いますよね。取扱い注意の資料で示されているのは、「所得」欄と「主たる従事者1人当たり所得」欄に同じ数字が並んでいるのですが、これはどう違うのかということを、細かいことですけれども、ひとつ教えていただきたいということと、それから、最近かんきつでも、高所得を上げようというような人達は、施設型の経営もあると思うのですが、そういうのは入れなくともよかったですのかなというのが2点目ですね。 それから、こういう長期目標を立てるときには、いつも悩ましい問題なんですけれども、結局のところ所得を規定するというのは費用もありますけれども、粗収入なわけありますし、それが過去8年間のうち最高最低というところをカットした中での、今に近い状態での価格をベースにしているということですね。 それしか使えるものがないと言えはしないというわけで、それで10年先を見通すというのは、一種の神業的な気もするわけですけれども、そこら辺に向けては、きちんとした需給調整が前提にあって、最低限今の水準で価格を維持していくんだという考え方があるのかなと、そういうふうに思いました。非常に悩ましい問題ではありますけど、それは致し方ないものなのかなと思いました。 2点くらい質問が思ったと思います。よろしくお願ひします。

（岩垣小委員長代理）

ご質問、ご意見がございますけれども、全部いっぺんにお答え

できるかどうか分かりませんけれども、よろしくお願ひします。

(竹原果樹花き課長)

私の方からお答えできるものについてですが、この指標をどうやって実現するのかという点ですけれども、前回の経営展望などはですね、効率的な果樹園の生産体制の整備とかというものは、ぼやっと書いてあったようなところもあったわけなんですけれども、これは、この小委員会で十分御審議いただいたおかげですね、ひとつには先程、委員がおっしゃったように、高齢化が進んでいる中で、これから意欲をもって果樹経営にあたる担い手の人達を明確にしていきましょうということ、あるいは、そういう人達がどうやって基盤整備を進めていったりだと、或いは改植をしたりだと、経営改善を図っていくかということ、そういうようなことを産地を単位として考えた産地構造改革計画の策定、それに沿った形で国が支援をしていきましょう、国の支援としては、平成18年度までは、うんしゅうみかんとりんごを対象とした価格補てんというような制度があるわけですけれども、果樹部会における2月8日、18日の議論は共に、担い手の基盤が強化できるような小規模な基盤整備ですとか、改植ですとか、そういうような支援の方法への転換を目指してはどうかというようなことになっております。具体的な取組の進め方につきましては、今後更に検討ということになつておりますが、基本的には、そういうようなことを使ってですね、今言ったようなことをやらないと、おそらく、現在の果樹の農家というのは、投資意欲というのは大変減退している状況にあるのではないかと考えておりますので、そういうようなもののへのテコ入れということが政策的には必要なのではないかと考えております。

ハウスの件については、みかんに限らず、他の樹種でもハウスの経営というのはあるわけですけれども、みかんは全体の規模からしまして、ハウス栽培の規模はそんなに大きくなわけではないわけでして、限られた数の中の1つとして加えるには至っていないというわけで、決して軽視しているという意味ではございません。

それから、3番目の需給調整が必要であるという点についてですが、これは、この小委員会で御議論いただいたおかげで、今の果樹部会の骨子の中にも、需給調整の必要性というものをしっかりうたつてあります、特にうんしゅうみかんにつきましては、全体が過剰傾向にあるということで、構造的な調整が必要であるため、うんしゅうみかんから晩かん類への転換、場合によっては廃園というようなことでの需給調整、それから、うんしゅうみかんとりんごについては、毎年々々、需給調整が必要だという前提での話なんですけれども、そういうことをやっても、なおかつ価格が一時的に下がるという場合には、緊急的に果汁へ回すというような、そういうことへの支援、もうひとつは、うんしゅうみかん、りんご以外の果樹についても、需給調整をやっていかなければいけない、というような形ですね、お配りしております資料の中にも入っております。

(緒方課長補佐)

委員ご指摘のこれまでの所得の整理と、今回お示ししております所得の整理で、同じ所得という書き方で、数字が同じである場合と違う場合ということの整理だと思うのですけれども、これまでの所得というようなことで整理させていただくものにつきましては、いわゆる補助的労働者のものを入れたひとつの経営として所得を整理させていただいている次第でございますけれども、今回、整理させていただいているのは、主たる従事者1人当たりの所得をもって所得ということでさせていただいておりまして、そういう意味では、一番下の主たる従事者1人当たり所得とその上の所得の欄が同じ数字となっているのは、そういうふうな整理の考え方ということになります。

先程のハウスの件でございますが、国としてお作りしてお示しするという果樹園経営の指標としての類型としてはこのようなことになるのですが、各都道府県の振興計画を作る際にも、いわゆる類型というようなことで整理されてまいりますので、その県に応じた形での、当然ハウス栽培が盛んな県におきましては、そういったことが入っていくというようなことで理解をしておりまして、現場に下りる段階では、少なくともそういうものが整理されていくというように考えております。

（岩垣小委員長代理）

よろしいでしょうか。いくつかのご指摘を踏まえたご説明がございましたが、ご理解いただけたかと思います。続きまして、浅沼委員、お願ひいたします。

（浅沼委員）

取扱い注意ということでお配りいただいております、27年を目標といたしました果樹園経営の指標についてですが、前回の22年の目標に比べると、随分様変わりしたという、課長のあいさつの中にもありましたが、これまで、先進事例に主体を置いて作ってきましたけれども、今回は、より現実的な指標ということで、経営規模もだいぶ小さくなっていますし、単収も下がっているということもあってのことだと思いますけれども、主たる従事者1人当たりの所得というものは、22年に比べると、だいぶ少ない数字になってきていると、これは現実的な数字であろうかという感じがしているんですが、我々が今後、意欲ある担い手を育成していくということを考えた場合に、この数字で果たして担い手に魅力あるものと感じてもらえるかと若干不安を感じておりますが、私共としては、新たな基本方針にも入ると思うんですが、例えば、規模の拡大だとか、若しくは高品質果実を作ることになってくるかと思いますけれども、そうした規模拡大に伴い、若しくは高品質果実を生産することによって、価格を上げていくというような努力によって、この主たる従事者1人当たりの所得を、何とか努力をすればそれだけ所得が増えるんだよというような指標を作りたいなと考えてあるんですが、この基本方針での指標はこれとしまして、これをベースにしまして、こういった高品質果実を作れば、これだけ所得が増えますよ、というようなものを作つていいんでしょうか。それが1点目でございま

す。

もう1点は、資料5の6ページでございますけれども、粗収入の算出根拠が書いてありますように、成園単収に成園率を掛けまして、果実手取り単価ということで、これがすべて収穫されたものについては生果として出荷されているという考え方の式だらうと思いますが、現実的には、みかん、りんごあたりでは、平均的に1割前後が加工に仕向けられているということがございまして、この辺は今回は考えておられないのか、加工向けのようなものを作ったのでは、経営が成り立たないというようなお考えなのかどうか、その辺もお聞かせいただければと思います。

最後にもう1点なのですが、資料4のですね、10アール当たり生産量について、私の直感的な意見で申し訳ないのですが、資料4の1ページの見直し案の10アール当たり生産量のところなんですが、すももの単収が他の品目に比べて若干高いように思えるのですが。これは、大石早生を指標としては使っていると掲げてあるのですが、若干他の品目に比べて高いのではないかなというイメージがしてるのであります。以上3点について、お聞きしたいと思います。

（竹原果樹花き課長）

まず、最初の点を御説明させていただきます。今回、果樹だけが独自の方針で作るわけにはいかないというわけで、農業全体で作る際の考え方ということで整合を図っております。その際、他産業並みの所得を確保するということがベースになっておりまして、他産業並みの所得が530万円という計算になっております。だいたい、ここにある数字は、それより上回っておりまして、今後価格がどうなるか分からぬ、決して下がるなんてことは言っておりませんけれども、どうなるか分からぬということで、そういうような整理にしております。全体的に他の品目も、ここに掲載しております所得と同じような形での前提に置いた計算の仕方を省内的にやっておるというような状況でございます。したがいまして、逆に言えば、そのこともあって規模は現実的なものになってあるというようなところもございます。所得を上げるという意味では、この規模をすでに達成している人も現実的には確かにありますよね、そういう人が更に意欲をもって取り組む必要があるでしょうし、高品質に特化をするというような形で単価を上げるような方向、そういうような側面でより励ましていくということだと思いますが、これはこれでお認めいただいているということで御発言いただきましたので、それはそれとして、また更にこういうような方向もあるんだよというようなことをお示しいただくのは、それはそれで構わないのではないかと考えております。ただ、我々が恐れましたのは、前回の指標のみかん4ヘクタール、りんご3ヘクタールというようなことで指標として掲げてしまうとですね、それを見ただけでやる気をなくし、そんなのできないよと思われるよりは、これだったら俺達でも少し努力すれば、今の環境だと何とかなりそうだというような希望を持てる数字にした方がいいのかなというのが我々の考え方でございますので、是非その点をご理解いただきたいと思います。 加工の

話は、データといいますのが資料5の6ページのところでございまして、粗収入の算出根拠に果実手取単価という右の方でございますけれども、次のいずれかの方法で算出ということで、基本的には野菜・果樹品目別統計に基づいておりまして、この統計は生果と果汁に回す部分を併せてとられておりますので、加工仕向け分も含まれておるということで整理しております。

すももの話については、担当の方から説明させていただきます。

(浅沼委員)

追加でもう1点、よろしいでしょうか。なぜ私共としては、意欲ある担い手に向けた所得をある程度上げた資料を作りたいかということですが、6ページに過去8年中の最高最低を除く平均価格ということで価格を取っておられるようでございますので、平均的な価格ということで見ておられるんだと思いますが、うんしゅうみかんは高品質果実を作ることによって価格はかなり変動いたしまして、みかんの糖度が1度上がるとキロ単価が100円上がるというのが業界で一般的に言われていることでございまして、もし、キロ単価が100円上がれば、生産者の手取価格も100円上がるということになるわけでございまして、市場価格が1割上がれば、とりわけ所得が2割以上上がるという計算になろうかと思いますので、高品質果実を作れば所得も上がるというような実証を私共もしていきながら、意欲ある担い手というものを育成していくという趣旨でございます。

(岩垣小委員長代理)

ありがとうございました。いかがでございましょうか。

(竹原果樹花き課長)

直前のお話については、お考えはよく分かりますので、これから先の作業としましては、こういう基本方針が出来ましたということで生産者の方にご理解いただきため、団体と協力しながらその辺りを織り込んだような資料を考えていきたいと思っておりますので、日園連さんとしましても、御協力よろしくお願ひいたします。

(緒方課長補佐)

すももの点についてでございますけれども、今回の見直しの中で各県の研究部局と調整をさせていただいたところなのですけれども、特に今回、すももについて見直すような話は、主産県であります山梨なり、長野なりからは、特段見直すというような話が出てまいりませんで、現行が3トンというようなことで整理されているようなことから、今回も前回のものを踏襲させていただいたというようなことですが、確かに若干高いめではないかという御指摘もあろうかと思いますが、それを引き下げるだけの要因がこちらとしてなかったというようなことが今回の見直しの背景と言いますか、考え方でございます。

（岩垣小委員長代理）

ちょっとご理解いただいている数値とずれがあったようですが、よろしゅうございますか。今、4点ほどの質問がありました

が、御理解いただけたと思います。

それでは、順番に御意見いただいたわけですけれども、また更に、質問、御意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

（北口委員）

委員限りの経営の指標の資料の中で、りんごについてなのですけれども、粗収益が1,350万円ということで、経営費800万円を引くと、その所得というのは、550万円になるのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

（緒方課長補佐）

この表記自体について、数字の丸め度合いが、ある程度の幅がございまして、その関係で、その差し引き自体の計算が若干合わない部分がございます。そういう単に数字の丸め方ということ

で、御理解いただければと思います。

（竹原果樹花き課長）

あまり数字を具体的には申し上げ辛い部分がございますが、この表をじっくり御覧いただきますと、末尾がすべて0になっております。二桁目が0か5になっております。そういう関係でございますので、御理解いただきたいと思います。

（北口委員）

この資料が公のものにならなければいいと思うのですけれども、やはり公のものになるのでしたら、一応、試算としましては、素人目に見ると整っている方が理解が深まるかと思いますが、いかがでしょうか。

（竹原果樹花き課長）

ご意見は全くごもっともだと思うのですけれども、こういう方針でということは他の品目でも同じようなことを言われておりまして、当然、事務局としては審議会を尊重しなければならないのですが、全体との関係もありますので、この点につきましては、御容赦願いたいと思います。

（岩垣小委員長代理）

ありがとうございます。

この基本的指標に関しまして、まとめと総括に入りたいと思います。全体を通して意見がありましたらお願いします。ここで議論頂き案が固まりましたら、果樹部会に報告しまして、そこで議論する資料となります。近代的な果樹園経営の基本指標としまして、お認めいただけますでしょうか。意見がないようですので、お認めいただいたものとします。どうもありがとうございます。

次に需給見通しの説明と議論に入りたいとおもいます。

(緒方課長補佐)

それでは、資料6、「果実の需給見通し」及び委員限りで、回収資料となっている「果実の国内消費仕向量、国内生産量、栽培面積の実績及び27年度目標等一覧」というA3横長の紙になりますが、この2つにつきまして、ご説明したいと思います。

資料6につきましては、資料の方の中に書かせて頂いておりませんが、2月18日に開催させていただきました需給小委員会の方で、この需給見通しについては、ご了承いただいているということで、予めご了解頂いた上で、ご説明をさせていただきます。

果実の需給見通しということで、資料6を一枚めくっていただきますと、目次を示しておりますが、まず、最初に果実全体の話と2番目以降に各品目毎の状況ということで、それぞれの品目毎の状況を書かせていただいております。

資料の1ページ目の果実計についてでございますけれども、資料全体も同じような構成になっておりまして、上が消費の関係、下がいわゆる果実の国内生産量の推移ということで資料を作成させていただいております。また右の方の図に、星印で示しているものがありますけれども、これが、今後10年後の、平成27年度における見通しを示しておりますので、了解いただければと思います。

資料全般の説明となると、かなりの時間がかかりますので、果実計のみの説明とし、各品目については、割愛させていただきたいと思います。

果実計について、全体の消費量は、生活スタイルの多様化等による食の外部化、簡便化志向の進展によりまして、生鮮果実を中心とする国産果実の減少、果汁を中心とする輸入果実の増加等により輸入品のシェアが高まる中、全体としては、ほぼ横ばいの水準という状況になっております。今後につきましては、輸入果実が増加する一方で、国産果実は引き続き減少することが見込まれるのではないか。しかしながら、消費拡大対策の効果的な実施によりまして、国産生鮮果実の消費量が増加するという中で、輸入果実のシェアが低下するということとともに、消費者の食べ残しや廃棄の減少ということによる消費量の減少、人口の減少ということを考慮して、果実全体の27年度見通しは、現状と同程度ということで見込んでおります。

一方、生産の方でございますけれども、これまで当小委員会でもご議論頂きましたところでありますが、高齢化が進展、後継者が不足と、こういったことに加えまして、品目によっては、需要の減退や価格の低下といったことで、生産段階での意欲が減退しているということから、近年、栽培面積につきましては、減少傾向ということであります。さらに果実の全体としまして、生産量は今後とも減少傾向が継続するということが見込まれる状況でありまして、27年度目標につきましては、栽培面積は減少すると見込まれるもの、需要に見合った国産果実を供給するということ

とから、品種の更新等がすすみ、産地の構造改革ということで、これらの単収の向上等が図られるということから、生産量は、現状と同程度と見込んではどうかということで、果実の全体像について、この1ページでご説明させて頂いております。

2ページ目以降は、うんしゅうみかん、その他かんきつ、りんごということで、品目毎の説明を示しているところであります。

お手元の、先ほどのA3横紙の資料でございます。これら品目毎の状況の推移を、どのような品目ごとの水準になるかということを、委員限りでございますが示させていただいております。具体的な数字ということになりますと、このような推移になります。この辺につきましても、先ほどの経営展望の資料と同様に、取扱いをご注意いただきたいと考えているところであります。

特に、需給小委員会の方でご議論頂きましたものは、いわゆる国内消費仕向量と国内生産量の観点でございますが、一つ、A3右のほうにも、平成27年度には、これらを確保するための、いわゆる栽培面積というようなことで示させて頂いているところであります。これら自体も現状と比べて若干下回るような数字ということで、現在掲げてあります、平成22年度の目標よりも下回るような水準でありますけれども、こういった形で整理をしていく次第であります。

また、この、いわゆる生産の部分に關係いたしますこれらの指標につきまして、今回、各品目の説明を割愛させて頂いているところでございますが、これまでのご議論といいますか、ご意見等いただけますようにと思っておりますのと、先ほどの全体的な消費量の見込みの話につきましては、需給小委員会での議論ということになりますので、生産サイドからのご意見ということをいただければと思います。

このA3の方に付けております縦紙の方でございますが、果樹農業振興基本方針の第2に該当するものということで、基本方針の仕上がりのイメージということで示させて頂いております。また、A3横紙は、第2の具体的な表の部分でございまして、このような形に仕上がっていいくということで、ご理解いただければと思います。数字自体ご説明出来ない状況のため、大変申し訳ありませんが、私からの説明は以上とさせていただきます。

（岩垣委員長代理）

ありがとうございました。ただいまの需給見通しの上でつくる目標につきまして議論いただきたいと思います。

（浅沼委員）

27年の生産量の努力目標がほぼ現状並みであり、大変私どもとしても、目標としてふさわしい数字と思います。しかし、生産を巡る問題を申しますと、国内では、この小委員会の中でも議論されましたけれども、生産者の高齢化の問題と後継者が不足する中、生産量、栽培面積が減少傾向にあり、歯止めがかからぬ状況にある。一方では、WTO、FTA等の進展により、輸入関税撤廃の問題が今後ますます強くなる恐れも十分にある。この目標のように、生産量、栽培面積の維持は、我々としても、かな

りの努力をしなくてはいけないと考えています。当然、今以上に、栽培面積や生産量が減少することになると、果樹産地自体が成り立たなくなるという地域も少なくないわけでありまして、なんとか、これを維持すべく努力をすることが必要だと思いますし、行政面での支援もお願いしたいと思います。

（岩垣委員長代理）

維持する面積の目標を作っていただいておりますけれども、その維持でもかなりの努力が必要ではないかということですけれども、いかがでしょうか。

（竹原果樹花き課長）

先ほど、桂委員も同じような指摘をされたと思います。正に、浅沼委員のおっしゃるとおり、今後、この目標を達成するには、相当の努力が必要であるというように考えております。資料に付けております、2月8日の果樹部会でも議論の整理が行われています。基本的には、今後、この目標を達成するためには、まず、各産地が消費者ニーズに応じた生産をしなければならないというのが第一点。また、それと、そういうことが出来る体制づくりをしてもらわなければならないと考えています。生産年齢の高齢化が進む中、今後とも果樹農業を継続する者を担い手として明確化し、その人たちに生産・資源を集中させていくという形で、担い手を育てあげ、あるいはその担い手以外の者の果樹産地の中での役割を明確にする。そういうことを一体としながら、果樹産地構造改革計画を策定し、実行に移していくということが、基本的に必要ではないかと思っておりますし、また、これに対する国の支援も必要であると、部会の議論として整理されているところであります。国としましても、こういう線に沿って施策を進める必要があるというふうに考えております。ただし、これは、トップダウンではうまく行かない話であり、ボトムアップであることが必要である。実現に向けたツールは国として支援しますが、各産地ごとにご努力いただくということも必要と考えております。いずれにしましても、浅沼委員のご意見はもっともあると思います。

（桂委員）

需給小委員会でも十分議論されているということありますので、特段の意見はありませんが、今の浅沼委員の意見に関連して指摘しますと、目標の達成に向けて、若い人も含めて、新たな需要を喚起することが、非常に重要な課題ではないかと思っております。これまで果樹産地は、どちらかと言いますと、静岡県は別として、遠隔産地が多くて、中央卸売市場などに向かって大量に出荷するという、生産・流通体制がかなり支配的であった部分が大きいのではないかと思っております。しかし、最近の和歌山などの、近郊地域を見てみると、地場流通というのでしょうか、産地におけるファーマーズマーケットのようなものがものすごく繁盛している。そういう中で、女性や高齢者が、これまでだったら、廃棄されていくようなものが、ファーマーズマーケットで販

売できるということで、例えば、和歌山県で最近有名ですが、紀の里のめっけもん広場は、JAの販売額が100億円で、そのめっけもん広場1店で20億円以上の売上げを出しているという、このような事例も出てきており、これは、農林水産省に言うよりも、それぞれの、農協や日園連も含めてお願いした方がいいと思いますけれども、そういう売り方の問題と担い手の問題を結びつけて支援ないし、戦略的な展開が必要かなぁと思います。これは感想であります。

（竹原果樹花き課長）

大変貴重なご指摘と受けたまっています。まずは、重要なこととして、全体の需要の拡大、消費拡大の運動があると思います。ですから、果樹部会の議論でも、特に、くだもの200g運動を活発に推進しなければならないということを、これまでの取組の反省の上にたって書いております。それから、もう一つの、先ほども少し触れましたけれども、確かに委員おっしゃるとおりに、これまでの果樹産地は、すべてとは申し上げませんけれども、多くは、出荷してしまえばお終いというようなところが、問題点として考えられるのではないかと思っております。いずれにしましても、果樹産地自身が、どういう販売戦略、販売戦略というの、ブランド化して販売するとか、量販店との安定契約して出荷するなどもありますけれども、今のご指摘にありましたように、直販をやってみたり、観光果樹園をやってみたりと様々な販売方法というのがあり、基本的には、各産地でここをまず明確にしていただき、その上で、どう実行するのかが、果樹産地構造改革計画の最大のポイントであります。それから、もう一つ流通の観点から申しますと、重複いたしますけれども、今流通というのは非常に多様化しつつありますと、仲卸や卸が直に値引きができるかという、制度的問題もありますけれども、流通のルートも今の話にあるとおり、様々なルートができてきつつある。インターネット取引もありますし。そういうものは、産地として積極的に活用してですね、有利販売に持ち込んでいく、そういう風な取組をしないと活性化できないというのも事実でありますし、そういう風な取組を積極的に推進べきだという話もですね、この2月8日にまとめました骨子の中にも書かせていただいているところであります。その点については重視していきたいと考えております。

（岩垣小委員長代理）

ありがとうございました。ご意見と事務局からのお答えとりますか、行政からの発言を伺っておりまして、先ほどの栽培もうなんですかけれども、流通も多様化しているとか、対応をきめ細かくしないといけないとか難しくなってきてるよう見えますか、重要なことだという印象をもちました。

（金光委員）

特段の意見はありません。

( 岩垣小委員長代理 )

今までのご議論を踏まえ、ご理解頂いているものと思います。

( 北口委員 )

需給小委員会で議論もされたことから、目標としてこれでよろしいかと思います。

( 中安委員 )

うんしゅうみかんについて、需給小委員会で検討が行われたときにですね、この数字が出てきたときにですね、将来的にここまで落ちるのかということで、やはりみかん産地にいる私としてはショックでもあったと同時に、逆に、これだけの努力目標というものを越すぐらいの産地が対応していったらどうかと思います。先ほど、桂委員が言われたことと重複するようで、一点だけですが、私の昔の研究の中で、贈答用という観点の果実の需要の仕方をみると、青森県や福島県、鳥取県のようなみかん産地以外が、かなり、そこでの購入が多い。これを分析しますと、贈答用に非農家の人が送っている。ということは、その産地の中で買って、身近な都市の住民、もしくは親戚・知人に送っている。こういうような形態が芽生えているようなものが、ブドウは、22年目標よりも上回った数字を目標に今度出せそうだと。といったときにこのブドウに代表されるような形で、結局、産地の周辺の消費者をファンにしていく、それから、全国的な消費の拡大に結びつけていく。結局、そういった、贈答するというようなものをキーワードとすると観光農園や直売所といったものの評価というものが上がってくるのではないかと考えます。

それから、検討されている内容としては、数値としては妥当と思います。

( 岩垣委員長代理 )

ありがとうございました。一通り、需給目標について、ご意見をいただきて参りましたが、全体的にご意見ございましたら伺いたいと思いますが。よろしいでしょうか。

この需給見通し、目標につきましても、この後果樹部会に報告しまして議論されることとなります。果実に関する需給の長期見通しに即した栽培面積その他生産の目標について、ご了承いただいたと考えますがよろしいでしょうか。了承いただいたこととします。ありがとうございます。

今後は、果樹農業振興基本方針の策定に向けて、これから具体的な作業に入っていくわけですが、今後とも、委員皆様に質問したりすることがあるかもしれません、その際はよろしくお願いします。ここで、委員限りの資料ですが事務局が回収させて頂きます。

産地経営小委員会としましては、本日で議論を終了することになりますが、果樹農業振興基本方針について、これまで7回に渡って、活発なご議論いただきまして感謝申し上げます。

( 竹原果樹花き課長 )

本日は、大変ご多忙の中ご出席いただきまして、また、大変実りある議論をいただきありがとうございます。特に岩垣委員におかれましては、急遽委員長代理ありがとうございます。7回にも渡りまして、非常に実りある議論をして頂きましたことを、事務局を代表しまして深く御礼を申し上げます。今後のスケジュールは、先ほど来申し上げましたとおり、3月11日に予定しております果樹部会でもって、方針策定ということに向けて、手続き、準備をしていきたいというふうに思っております。委員の皆様には本当にお世話になりましたことを、感謝、お礼を申し上げます。当面は、小委員会の開催もありませんが、委員の皆様につきましては、今後とも、果樹農業の振興に是非ともご支援のほどお願い致します。

なお、本日の小委員会の概要につきましては、小委員長に御確認いただいた上で、農林水産省のホームページにおいて提示していく予定にしております。それから、詳細な議事録については、従来と同様、後日委員の皆様に御確認していただいた上で、農林水産省のホームページに掲載したいと考えておりますので、最後でありますが宜しくお願いします。

本当に、1年間、大変ありがとうございました。

- 以 上 -  
16 : 37 閉会